

# 軽度要介護者実態調査報告

2004.11

石川県民主医療機関連合会

## 1. 調査対象・方法

### a、調査対象

石川県民主医療機関連合会に加盟する介護保険事業所でケアプラン作成や居宅サービスを利用している要支援・介護度1の利用者

### b、調査方法

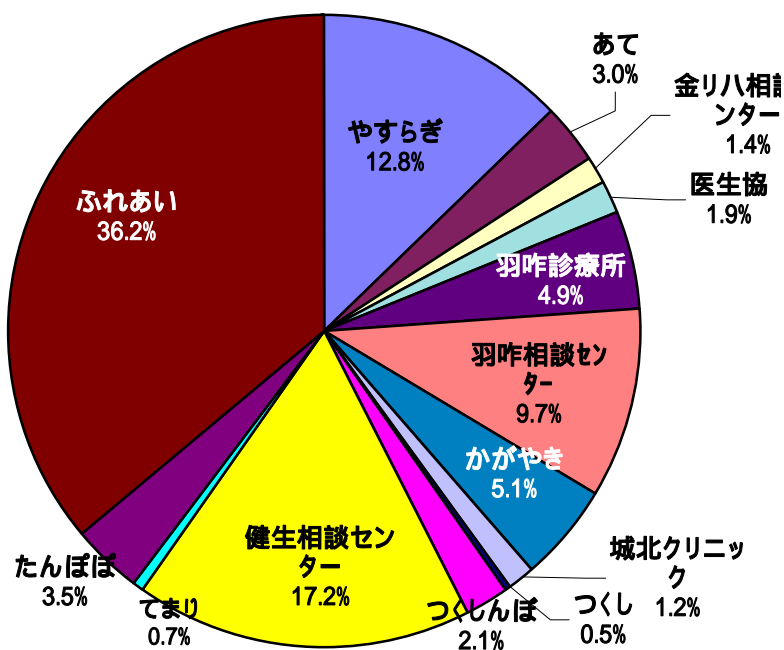
調査用紙によるケアマネージャーの書込み

### c、調査期間

2004.8.1 ~ 2004.9.30

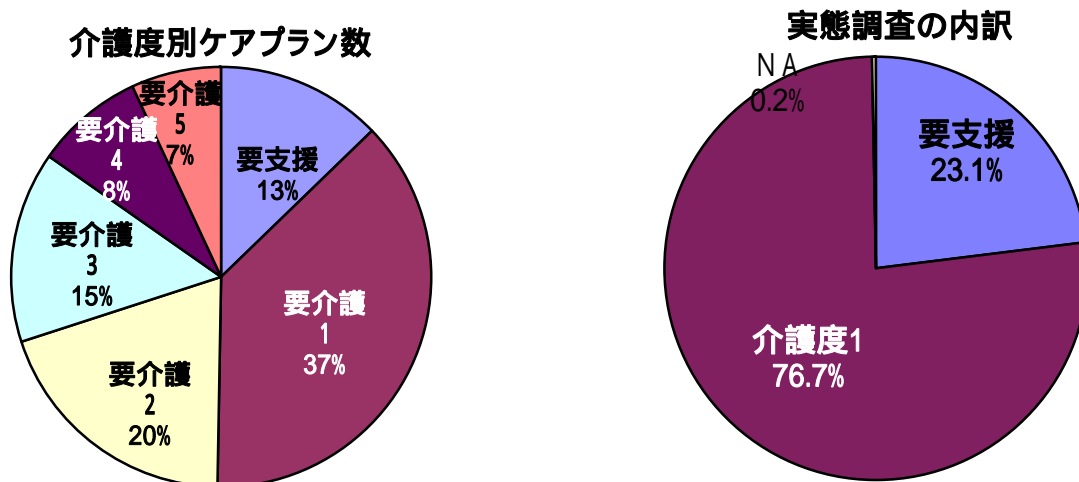
## 2. 調査結果

県内 14 事業所から調査報告が寄せられた。各事業所別調査件数比は以下のとおり。



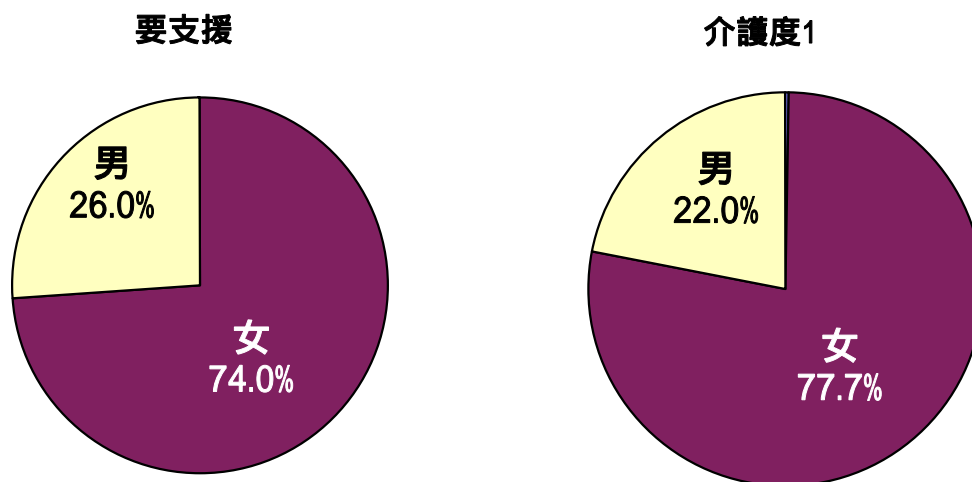
## 1) 介護度内訳

石川県連全体では1ヶ月あたりのケアプラン数は約1050件であり、今回調査対象とした要支援、介護度1は50%、531件が対象となる。  
調査結果は、433件の回答となっている。



## 2) 性別

要支援 : 100人 (男性26人女性74人)  
介護度1 : 332人 (男性73人女性258人NA1人)  
介護度記入もれ : 1人 (男性1人)

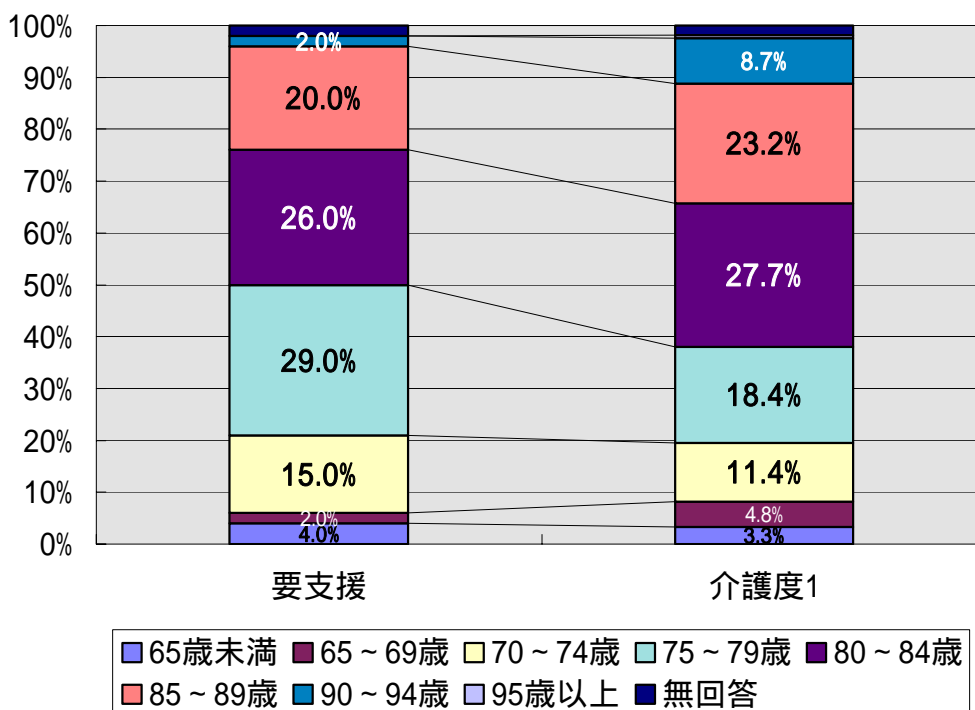


要支援、介護度1のいずれも女性の比率が高かった。

### 3) 年齢構成

全平均年齢は 80.2 歳であった。要支援は 79.0 歳、介護度 1 は 80.5 歳であった  
介護度別の年齢階層別は以下のグラフのとおりである。

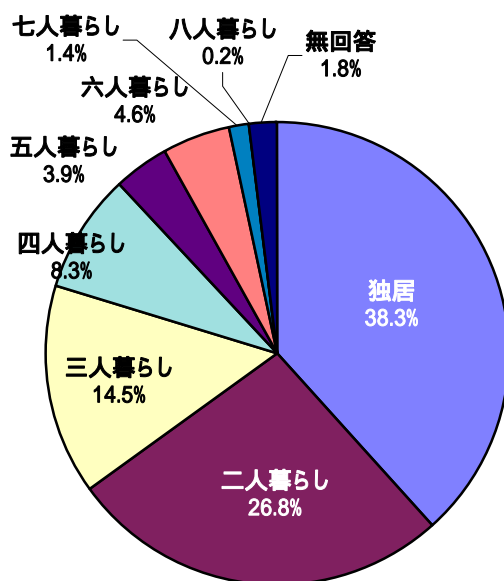
要支援、介護度 1 のいずれも 75 歳以上の後期高齢者が約 8 割を占めている。



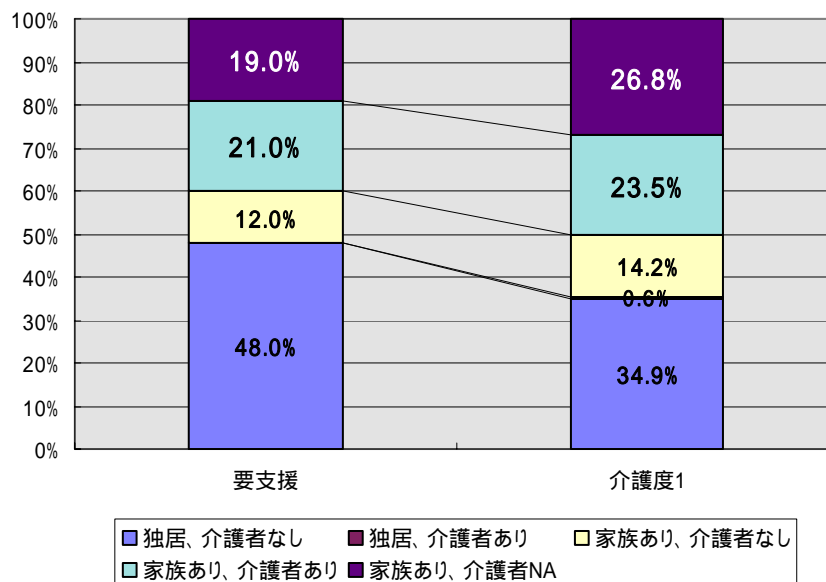
80 歳以上の各年齢層では、要支援より介護度 1 の方が割合が高くなっている。

### 4) 世帯構成

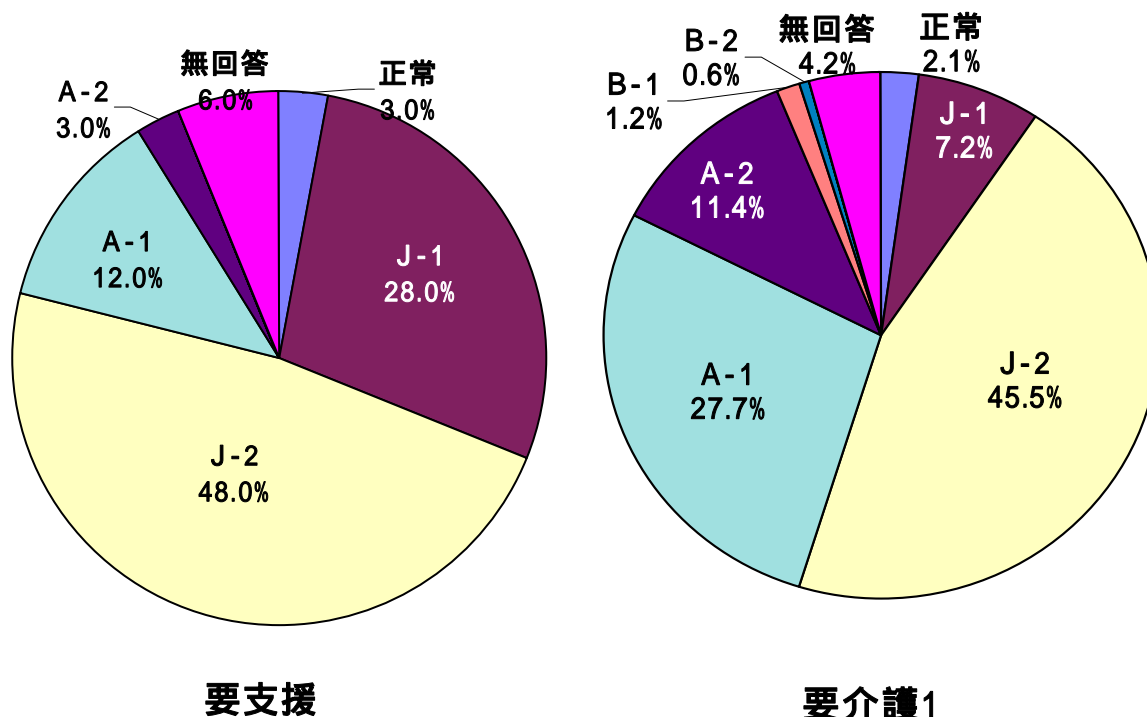
433 件全ての家族構成は以下のとおり。独居が 38.3%と最も多く、ついで二人暮らし 26.8%と続く。



介護度別に独居（要介護者だけの世帯）と独居でない世帯、介護者の有無を調べてみると独居と家族はいるが介護者がいない世帯は、要支援では60%、介護度1では49.1%であった。また、調査の中では「介護者がいる」と回答していても「日中、家族は仕事のため一人になる」などのコメントもあることから、実際には日中独居になることが多く占めると推測される。

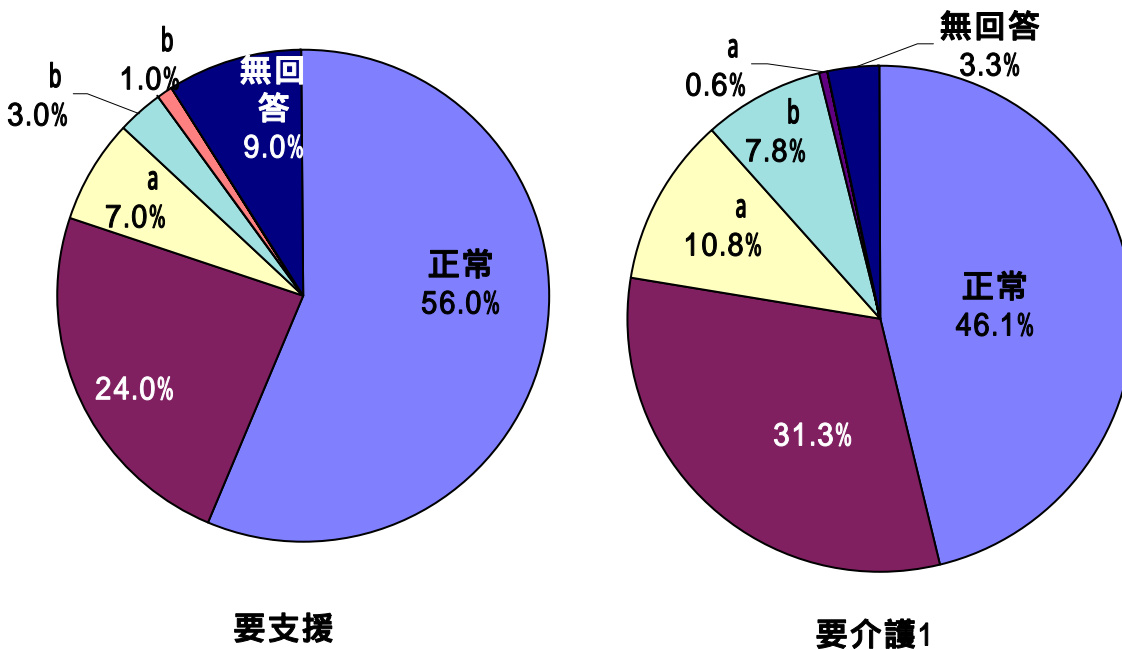


### 5) 日常生活自立度



ランク A「屋内の生活はほぼ自立しているが介助なしでは外出しない」が、要支援 15%、介護度1では 39.1%であった。ランク B「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ」が、介護度1で 1.8%であった。

## 6) 痴呆自立度



正常～ 要支援では80%、介護度1では77.4%であった。日常生活に支障をきたすような症状がみられる症状・行動のみられる、では、要支援11%、介護度1では18.2%であった。

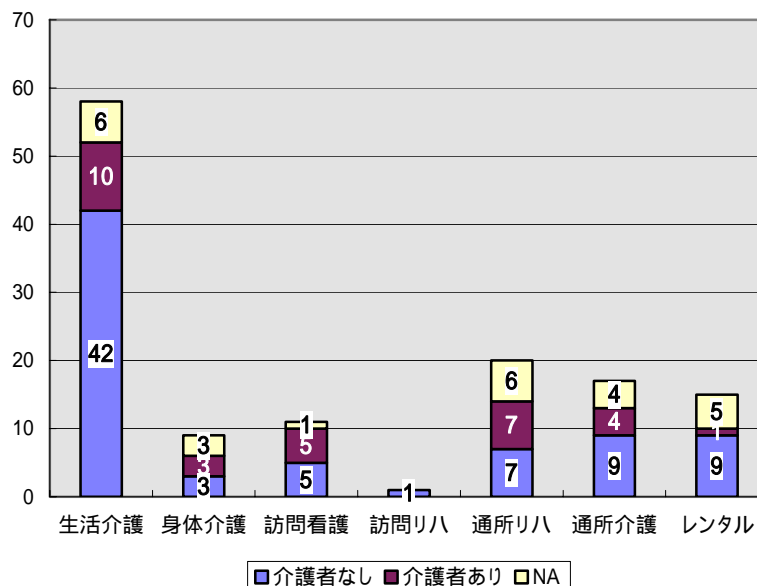
## 7) サービス利用

### 要支援

平均請求金額は、3,106円であった。

要支援での各サービス利用率は生活介護58%、通所リハ20%、通所介護17%が利用している。特に、介護者の有無をみると介護者いない世帯では生活介護の利用率が高くなっている。

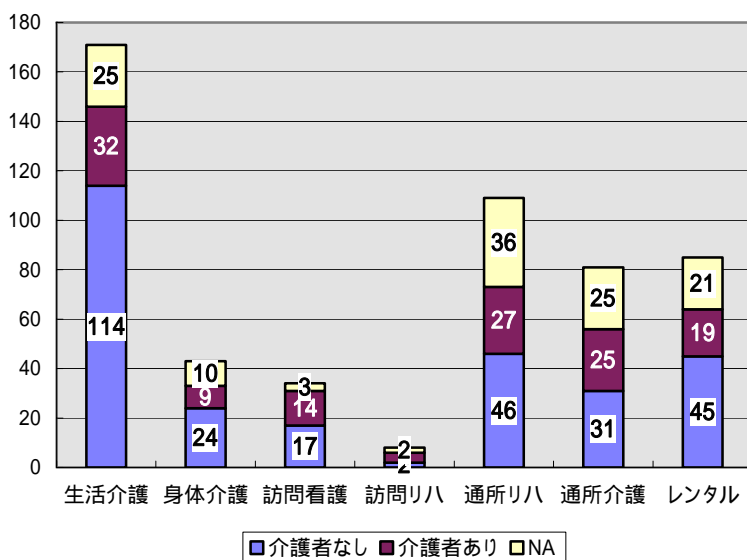
介護用品のレンタルサービスも15件中13件がベッドをレンタルしている。起居動作時における転倒防止目的に多く導入されている。



## 介護度 1

平均請求金額は、6,119 円であった。

生活介護 51%、通所リハ 33%、通所介護 24%が利用している。介護度 1 のサービス利用では、要支援より通所系サービスが高くなっている。特に、通所リハはADL低下を防ぐために個別リハを受けるための利用が高くなっている。また、各サービス利用において独居および介護者いない世帯の利用率が要支援より高くなっている。通所サービスの利用においては、転倒の危険性が高い家内での入浴を避け安全性の高い入浴の機会を得ること、引きこもりを防止するため社会参加の機会を得ている。



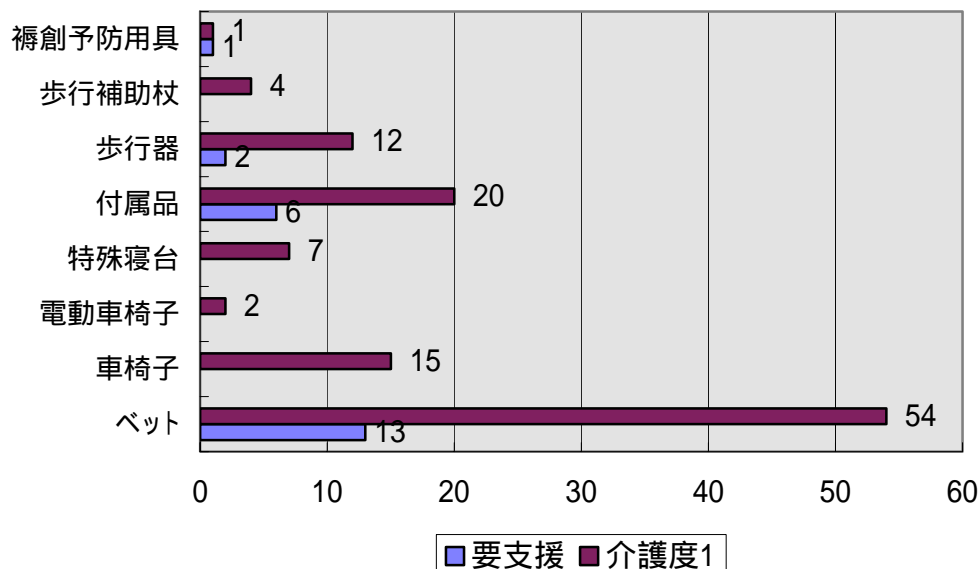
介護サービスが必要な理由として挙げられているのは

- ・ 足、腰が不安定で買い物や掃除が充分できなく生活援助が必要
- ・ ヘルパーでの生活援助が生き甲斐でもあり生きる気力となっている
- ・ ヘルパーとの会話を楽しみ、交流を図る
- ・ 透析通院のため、ヘルパーによる送迎を受けている
- ・ 入浴・他者との交流・リハ目的でデイ利用
- ・ 自宅での入浴が困難。一部介助が必要なため、また独居なので社会交流の場へ出掛ける外出支援が必要なため、デイを利用している
- ・ デイサービスは日中独居の淋しさをまぎらわしてくれ、又疾患からくる痛みの軽減にもつながっている
- ・ 様々な身体症状が気になり閉じこもりとなっている。唯一デイサービス時のみが外出の機会となっている

## 8) レンタル状況とその他のサービス利用

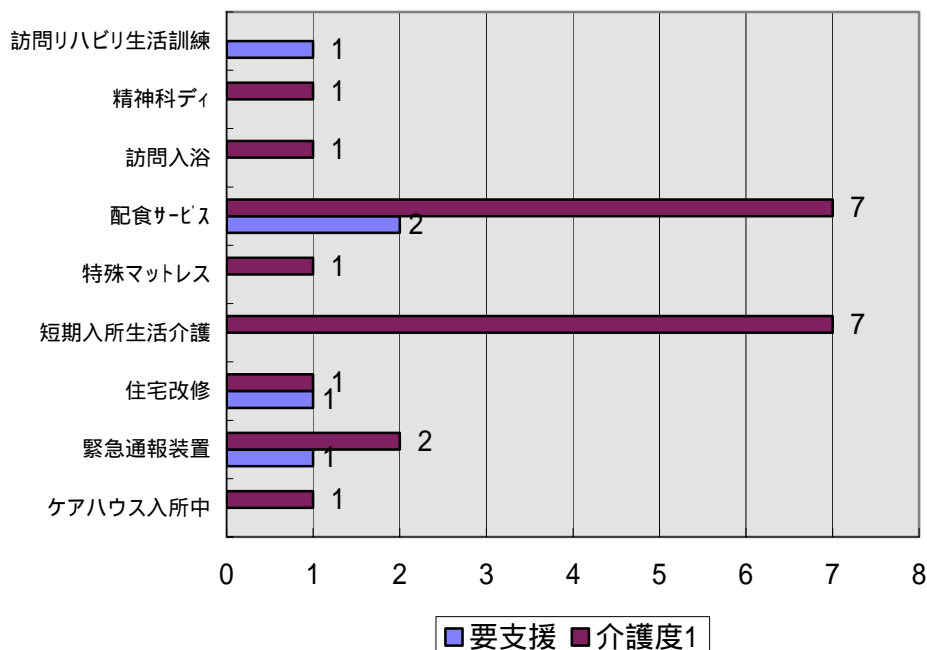
### 福祉用具レンタル

ベッドの利用率が一番高い。要支援 13%、介護度1 18%であった。ベッドを利用することで起居動作の改善目的がほとんどであった。また、車椅子、歩行器など利用も生活行動の拡大、QOLの拡大につながっている。



### その他のサービス利用

短期入所生活介護、配食サービスが高かった

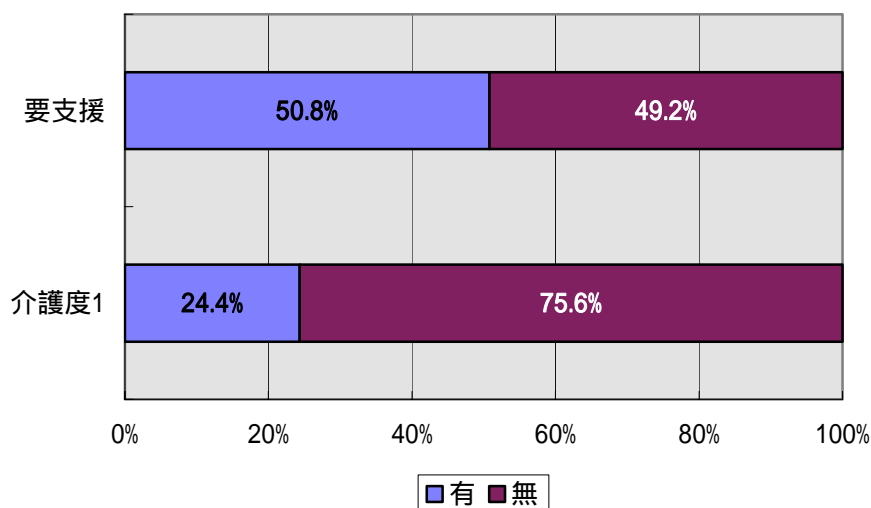


## 9) 代替サービスについて

利用しているサービスが使えなくなった場合の代替サービスがあるのかの調査では、433件のうち217件(50.1%)回答があった。要支援(n=61)では、代替サービスの有無については半々であった。介護度1(n=156)では、75.6%が代替サービスがないと回答している。

- ・独居で収入もない中ではヘルパー支払う費用が無理となることが予測される
- ・年金生活をぎりぎりで行っているため有料ヘルパーは無理
- ・入浴できるサービスがない
- ・リハビリ機能がない
- ・普通のベッドの購入だと起き上がり不自由。電動ベッド購入は高額

代替サービスの内容については、要支援、介護度1とも自立支援サービス、地域サロン、医療保険型訪問看護への変更、ベッド購入、有料ヘルパーなどとなっている。



### 【実態調査から】

84歳 男性 介護度1 娘さんが入院されてから食事もなんとなく食べている毎日が続き栄養が不足となり規則正しい食生活が送れなくなった。また、何をやる気にもなれなくなり、散乱とした生活環境となる。ヘルパーが週2回入ることにより閉じこもり予防と栄養の充実が取れるようになった。

84歳 女性 独居 介護度1 H15年12月自動車事故による右下肢打撲後、歩行不安定のため、ヘルパーによる生活援助で在宅生活を維持している。雨天時の買物、その他毎回掃除をヘルパーが行っている。近所に娘夫婦がいるが、娘が病弱であり、介護できない。娘の身体に対する不安を訴えられ、ヘルパーは受け止め励ましている。

75歳 女性 介護度1 夫と2人暮らし。夫の介護とうつのため、ヘルパーの訪問は支えになっている。膝の痛みもあり十分に家事ができずイライラしていた。ヘルパーで安心できている。

75歳 男性 要支援 つれあいの死去に伴い、突然独居生活となった。今まで妻がしていた家事などをすべて、自分ですることとなり、パニック状態となった。地域で安否を確認できるシステムがあればよいのだが、生活支援型ヘルパーで代替すると、時間数ではなんとか現在のサービスと同じになる。ただ人間関係が変わり、ご本人が不安・不満を感じられる事も予想される。

86歳 女性 要支援 独居のため他者との交流が少なく閉じこもりがちになるため人と係わる機会が少ない。社会交流の場所としてデイサービスが必要である。10/週の外出で本人も生活に張りを保つことができている。代替サービスでの対応では、今以上のサービスは望めない。

85歳 女性 介護度 1 呼吸器系の疾患あり軽労作によって呼吸困難を伴うため、ヘルパーによる家事代替が必要。自宅での入浴が困難。一部介助が必要なため、また独居なので社会交流の場へ出掛ける外出支援が必要なため、デイを利用している。在宅酸素を使用しているため機器の管理・指導と医療面への支援が必要なため訪看利用している。介護保険制限されると医療面での支援は難しい。

85歳 女性 介護度 1 本人は身体障害者手帳1級。妻は要介護でデイサービス、ヘルパー、福祉用具レンタル、訪看、通院時の介護保険外ヘルパーと福祉タクシーを利用している。ヘルパーの支援により夫婦の生活は成立している。ヘルパーが利用不可になれば自費でヘルパーを利用しなければ生活できない。人間としての生活が不可能になることは十分に予測される。

## 【まとめ】

- 1) 後期高齢者が8割を占め、さらに独居または介護者がいない世帯が5割となっている中で、通所サービスや訪問サービスの利用によって生活が維持されていると考えられる。
- 2) 同時に、介護サービスを利用することによって引きこもり予防や筋力低下を防ぐことにもつながり重度化防止にもなっていると考えられる。
- 3) 訪問介護は、身辺の家事援助のみならず要介護者や家族に精神的安定を与え、生活を維持していく励みであり支えとなっていると考えられる。
- 4) 代替サービスは、多くは地域サロンや自立支援サービスであり、要介護者の個々の障害や生活実態にあった柔軟なサービス提供は困難である。また、サービスの代替はサービス提供者も変わるにより要介護者に人間関係の不安が憂慮される。
- 5) 福祉用具レンタルについては、生活行動の拡大、QOLの拡大を図る上で利用されており、厚生労働省が謳うような不適切な利用はない。問題を問うならば、生活保護世帯に対し他法優先原則の下、安易に介護保険法の活用がされている事例も見受けられた。